

# 令和1年度 佐賀県強度行動障害支援者養成研修学則

## 1. 開講目的

行動障害を有する者のうち、いわゆる「強度行動障害」を有する者は、自傷、他害行為など、危険を伴う行動を頻回に示すことなどにより、日常生活に困難が生じているため、現状では事業所での受入れが消極的であったり、身体拘束や行動制限などの虐待につながる可能性も懸念されるところである。

一方、障害特性の理解に基づく適切な支援を行うことにより、強度行動障害が低減し、安定した日常生活を送ることができることが知られている。

このため、強度行動障害を有する者に対し、適切な支援を行う職員の人材育成を目的とする強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）事業及び適切な支援計画を作成することが可能な職員の育成を目的とする強度行動障害支援者養成研修（実践研修）事業を実施することとする。

## 2. 研修事業の名称

佐賀県強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）（以下「基礎研修」という。）

佐賀県強度行動障害支援者養成研修（実践研修）（以下「実践研修」という。）

## 3. 実施場所

1. 佐賀県教育会館
2. 佐賀県社会福祉士会館
3. その他 佐賀県内

## 4. 研修期間

基礎研修 2日間

実践研修 2日間

## 5. 研修カリキュラム

別紙研修プログラム参照

## 6. 講師氏名及び担当科目

別紙研修プログラム参照

## 7. 研修修了の認定方法

研修修了者の質の確保の観点から、全科目を受講した者に対して、出席状況、受講態度の評価により、適性と判断された場合に修了を認定する。

(1) 出欠の確認方法 各カリキュラムの午前の部、午後の部の開始前に所定の出席簿への署名をもって出席確認を行う。

(2) 修了認定の方法 全てのカリキュラムを受講することを原則とする。いかなる事情においても15分以上受講出来なかった場合は、欠席とみなす。また著しく受講態度に問題がある者に対しては修了を認定しない場合がある。

## 8. 開講時期及び定員

基礎研修

第1回目 令和1年 9月26日～27日（定員100名）、第2回目 令和2年 1月中（定員100名）

実践研修

第1回目 令和1年10月17日～18日（定員 48名）、第2回目 令和2年 2月中（定員100名）

## 9. 受講資格

- 基礎研修 原則として、障害福祉サービス事業所等において、知的障害、精神障害のある児者を支援対象にした業務に従事している者、もしくは今後従事する予定のある者
- 実践研修 基礎研修を修了した者のうち、原則として、障害福祉サービス事業所等において、知的障害、精神障害のある児者を支援対象にした業務に従事している者、もしくは今後従事する予定のある者

## 10. 受講手続き

- (1) 募集期間 各研修開始日の14日前まで指定の様式で応募すること。
- (2) 受講料納入方法 受講決定後に送付する通知書に記載する所定の口座に振り込むこと。
- (3) 受講料返還方法 受講開始日の5日前までに取り消した場合、振込手数料を除いて全額返還する。
- (4) 受講者確認 受講当日に受付にて、氏名、生年月日の確認を行う。

## 11. 受講料

- 基礎研修 15,000円
- 実践研修 15,000円
- いずれもテキスト代、演習に使用する資料、用具代等及び消費税を含む。

## 12. 研修修了者名簿の取り扱い

本研修終了後、修了者名簿は指定事業所で保管し、その写しを佐賀県知事に提出する。

## 13. 秘密保持

- (1) 指定事業者は、業務上知り得た研修受講者、講師等の秘密を保持するものとする。
- (2) 指定事業者は、業務上知り得た研修受講者の秘密を保持するために、指定事業所でなくなった後もこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

## 14. 相談・苦情等の窓口

佐賀県強度行動障害支援者養成研修に関する相談、苦情等は下記の窓口申し出ることができる。

(相談窓口) 社会福祉法人はる 本部  
電話 0952-37-7078  
担当者 藤瀬 賢祐

佐賀県 健康福祉部 障害福祉課  
電話 0952-25-7064

## 15. その他

この学則に定めるもののほか、この学則を実施するために必要な事項については、佐賀県知事が別に定める。

## 附則

この学則は平成28年9月14日（決裁日）から施行する。

この学則は平成29年7月1日から施行する。

この学則は平成30年4月1日から施行する。

この学則は平成31年4月1日から施行する。